

暴風警報発表時の措置について

気象警報のうち、暴風警報・暴風〇〇警報が発表中の休校等の措置については、先にお知らせしたところですが、平成22年5月27日以降、気象庁が気象警報等を発表する際の対象地域がこれまでの**「山城中部」**から**「宇治市」**に変更となったことから、改めて措置についてお知らせいたします。

原則として、**「宇治市」**に暴風警報等が発表された時に下記の対応となりますが、台風が接近中の場合は、**「宇治市」**に暴風警報等が発表されていなくても**「山城中部」**の**「宇治市以外の市町」**に暴風警報等が発表されたときには、下記の対応となります。

なお、大雨や洪水警報のみの発表時はこれまでどおり平常時の授業となります。

記

1 登校前に、暴風警報・暴風〇〇警報が発表されたとき

午前7時現在発表中	午前9時までに解除	午前9時以降も発表中
自宅待機	集団登校	臨時休校

※ 気象庁の発表は平成22年5月27日以降市町村単位での警報発表となりましたが、テレビやラジオ等のニュースではこれまでどおり**「山城中部」**として案内される場合があります。

※ **「宇治市」**の警報は、気象庁・宇治市のホームページや、国土交通省防災情報センターの携帯電話サイト等で確認できます。

※ 台風が接近中に**「山城中部」**（宇治市、八幡市、城陽市、久御山町、宇治田原町、井手町）に一つの市町でも暴風警報等が発表されたときには、安全確保のため上記のとおり自宅待機とします。

2 登校後発表されたとき

状況好転	状況悪化	状況によって
速やかに下校	校内待機	災害対策本部の指示

※ 安全確保のため、状況によって、上記の対応を変更することがあります。

あらかじめ、ご了承下さい。